

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年7月21日

収支等命令者

佐賀県立嬉野高等学校長 記伊 善弘

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和8年度佐賀県立嬉野高等学校塩田校舎校内側溝清掃業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書による |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和8年10月30日まで |
| (4) 委託業務場所 | 佐賀県立嬉野高等学校塩田校舎 |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県内企業（県内に本店を有する者。県内に支店を有し、県内従業者比率が50%以上又は県内従業員数50人以上、若しくは誘致企業。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 過去2年間に国または地方公共団体等が発注した側溝清掃、浚渫業務又はこれらと同種の業務を履行した実績を有する者であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者という。」）は、「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式1）、「営業概要書」（様式1-1）と「同種業務の履行実績調書」（様式1-2）

を令和8年7月29日（水）16時までには下記の担当へ持参又は郵送（同日時必着）すること。

提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、「一般競争入札参加資格確認申請書」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」（様式4）を入札時までには書面で提出すること。

また、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

※担当

郵便番号 849 - 1411 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1418 番地

佐賀県立嬉野高等学校 塩田校舎 事務室

電話 0954 (66) 2044 FAX 0954 (66) 9000

E-mail: ureshinokoukou@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和8年7月31日（金）16時までには通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

前記3の担当と同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

令和8年7月21日から令和8年7月31日までの期間、佐賀県ホームページ

(<http://www.pref.saga.lg.jp/>) に掲載する。もしくは、前記3の担当で随時交付する。

(3) 入札説明会

実施しない。なお、現場確認が必要な場合は、学校へ確認すること。質問は、7月27日（月）13時までには担当へ問い合わせること。回答は、7月28日（火）までにメールで行う。

(4) 入札日時及び場所等

ア 日 時 令和8年8月5日（水）10時

イ 場 所 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲 1418 番地
佐賀県立嬉野高等学校 塩田校舎 小会議室

ウ 入 札 方 法 入札は入札者の直接持参又は郵送による入札とする。直接持参する入札の場合は、入札書（様式3）により、本人又は代理人が持参すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式2）を提出すること。郵送による場合は書留郵便とし、令和8年8月4日（火）16時までには担当に必着とする。到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しない。また、封筒に「令和8年度佐賀県立嬉野高等学校塩田校舎校内側溝清掃業務委託入札書在中」と朱書きすること。

エ 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期をすることもあるので、事前に前記3の担当校に確認すること。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行う。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

佐賀県財務規則第 103 条第 3 項により免除。

② 契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項により免除。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 一人で 2 以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札書の入札金額が入札書比較価格（税抜の予定価格）以下で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない学校職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第 1 回目を含め 2 回を限度）を行う。この場合において、郵便により入札書を提出した者が再度入札に立ち会っていない場合、再度入札を辞退したものとみなす。

また、無効な入札を行ったものは再度入札に参加することはできない。

オ 再度入札は 2 回を限度とし、落札者がいない場合は最終入札において、有効な入札を行った者のうち最低金額を記載した入札者と協議し、合意を得た場合、その者と随意契約とする。

カ 総額による最低価格をもって落札価格とする。

キ 落札者には、落札決定を通知する。

- (7) 当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則による。